

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	危険物施設の完成検査前検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき完成前検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第11条の2第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判 断 基 準	<p>消防法第11条の2第1項に該当する者で、危険物の規制に関する政令第8条の2に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ掲載</p> <p>消防法 第11条の2第1項 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。</p> <p>危険物の規制に関する政令 (完成検査前検査) 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(以下「液体危険物タンク」という。)を有する製造所等(容量が指定数量以上の液体危険物タンクを有しない製造所及び一般取扱所を除く。)とする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

5日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。